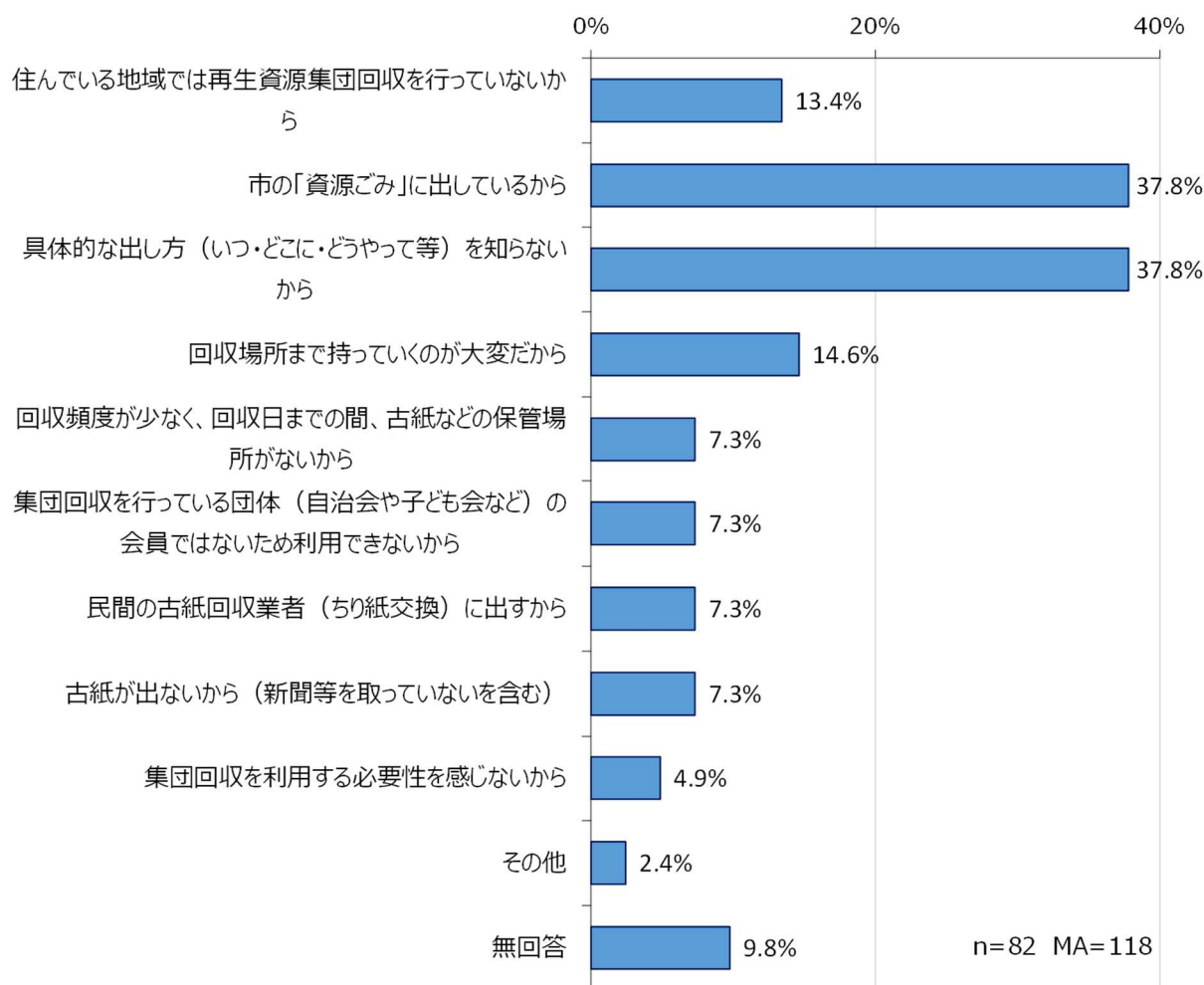


問21 前の質問で「利用していないが、今後は利用したい」または「利用していないし、今後も利用しない」と回答された方にお聞きします。再生資源集団回収を利用しない理由は何ですか。  
(当てはまるすべてに○)

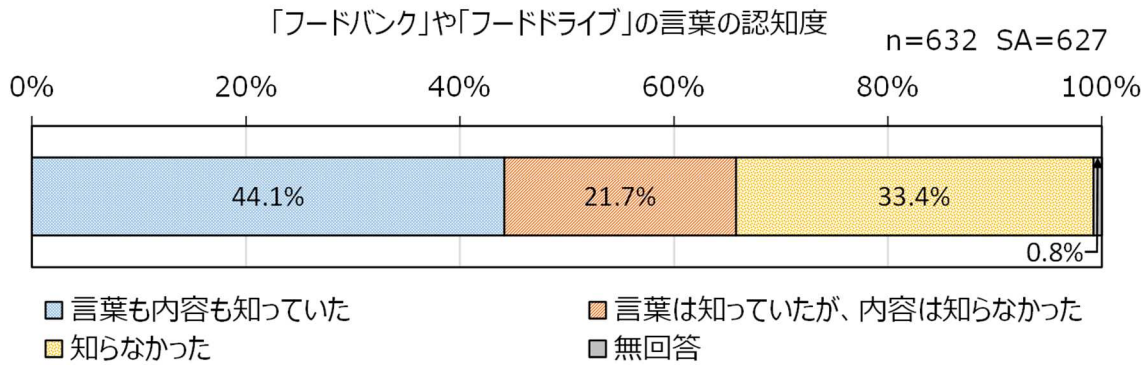
再生資源集団回収を利用しない理由については、「市の『資源ごみ』に出しているから」と「具体的な出し方（いつ・どこに・どうやって等）を知らないから」がいずれも37.8%と最も高くなっています。再生資源集団回収の周知啓発により、リサイクル率の向上が期待できます。

再生資源集団回収を利用しない理由



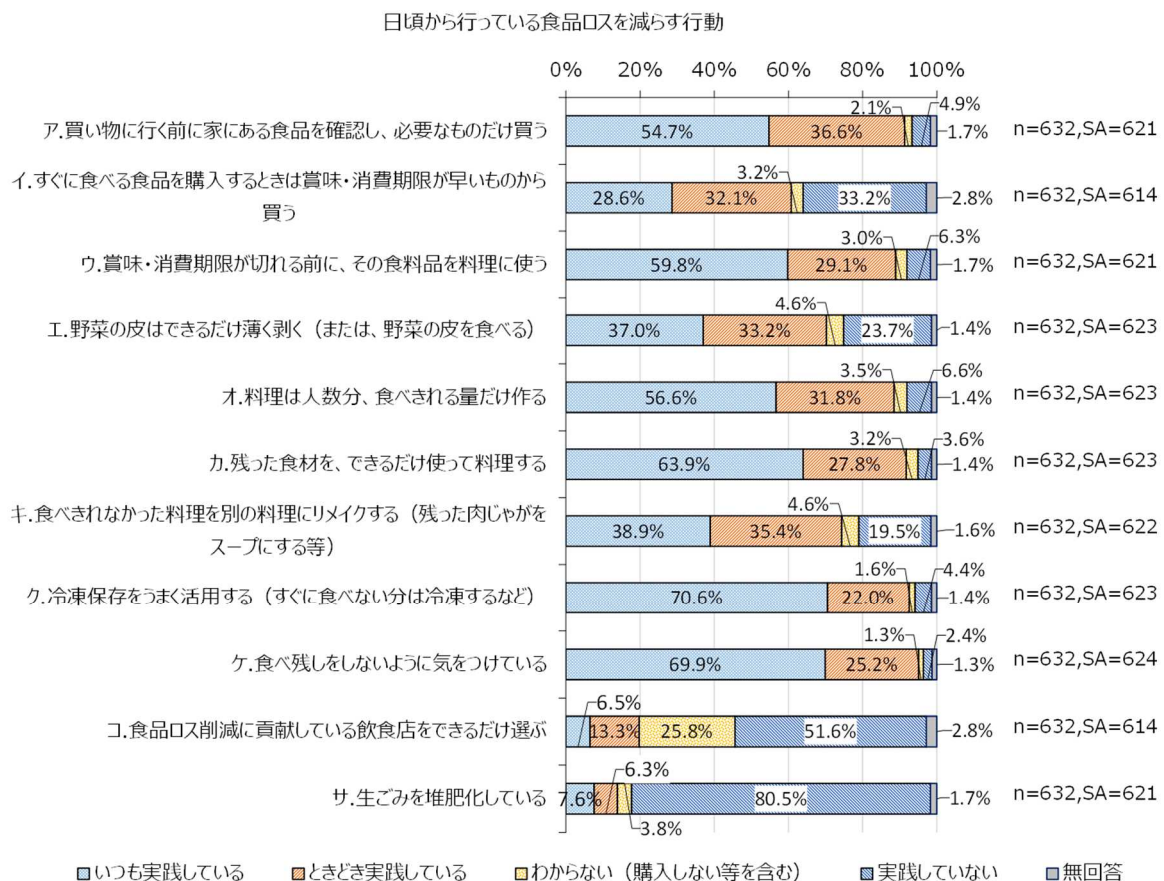
問24 「フードバンク」や「フードドライブ」という言葉をご存じですか。(〇は1つ)

「フードバンク」や「フードドライブ」の認知状況は、「言葉も内容も知っていた」が44.1%と最も多く、次いで「知らなかった」が33.4%、「言葉は知っていたが、内容は知らなかった」が21.7%となっており、認知度はまだまだ低い状況です。



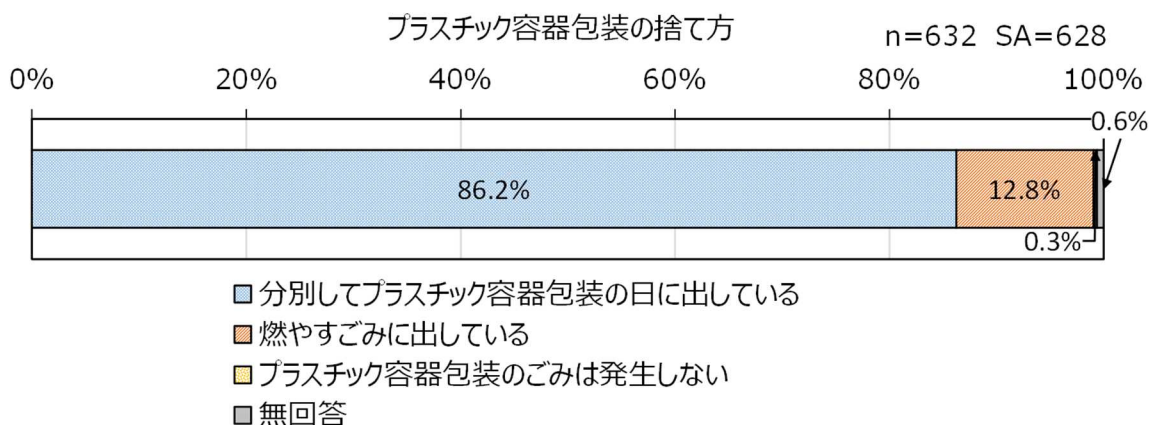
問27 日頃から食品ロスを減らすための行動についてお聞きます。(各項目〇は1つ)

食品ロスを減らす行動については、「冷凍保存をうまく活用する(すぐに食べない分は冷凍するなど)」が70.6%、「食べ残しをしないように気をつけている」が69.9%、「残った食材を、できるだけ使って料理する」が63.9%と高い回答を示しています。しかしながら、「ときどき実践している」や「実践していない」との回答も多く、食品ロス削減に向けた行動面の課題も少なくありません。



問28(1) プラスチック容器包装はどのように捨てていますか。(〇は1つ)

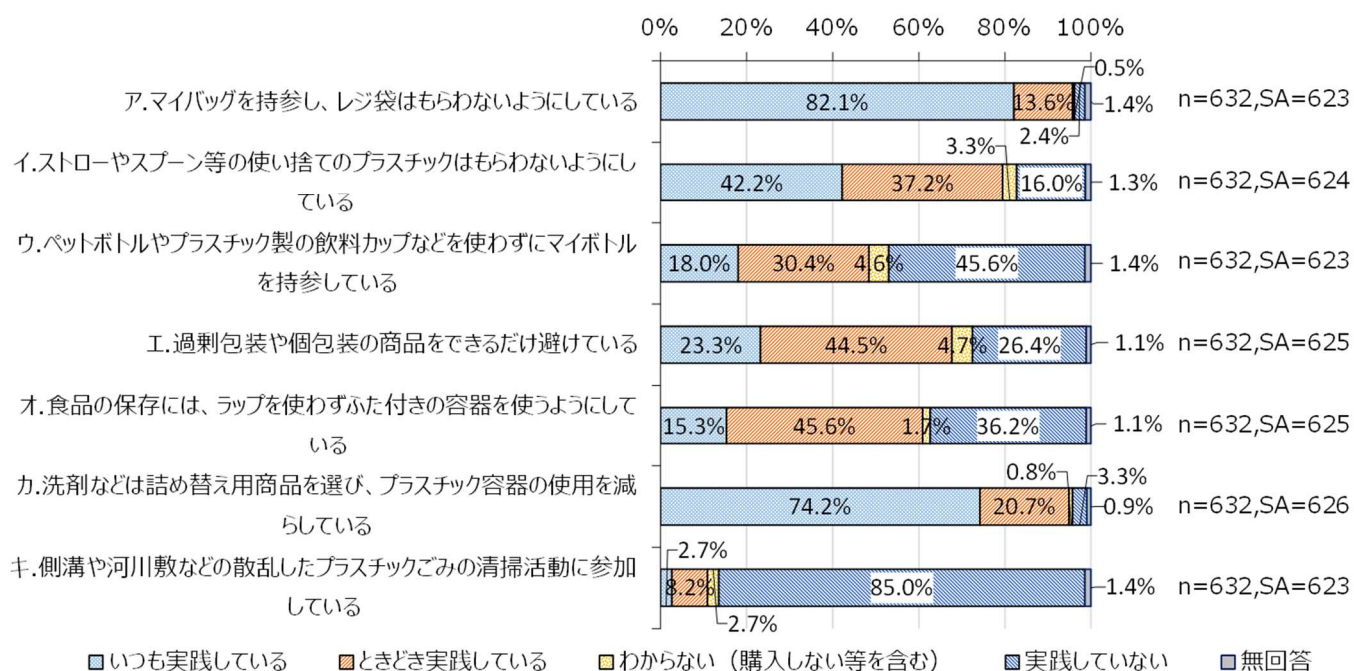
プラスチック容器包装の捨て方については、「分別してプラスチック容器包装の日に出している」が86.2%と最も多く、次いで「燃やすごみに出している」が12.8%となっています。



問29 日頃からプラスチックの使用やプラスチックごみを減らすための行動についてお聞きします。(各項目〇は1つ)

プラスチックごみを減らす行動について「いつも実践している」との回答を見ると、「マイバッグを持参し、レジ袋はもらわないようにしている」が82.1%、「洗剤などは詰め替え用商品を選び、プラスチック容器の使用を減らしている」が74.2%となっています。一方で、「ペットボトルやプラスチック製の飲料カップなどを使わずにマイボトルを持参している」は18.0%、「食品の保存には、ラップを使わずふた付きの容器を使うようにしている」は15.3%であり、プラスチックごみ削減に向けた行動変容が求められます。

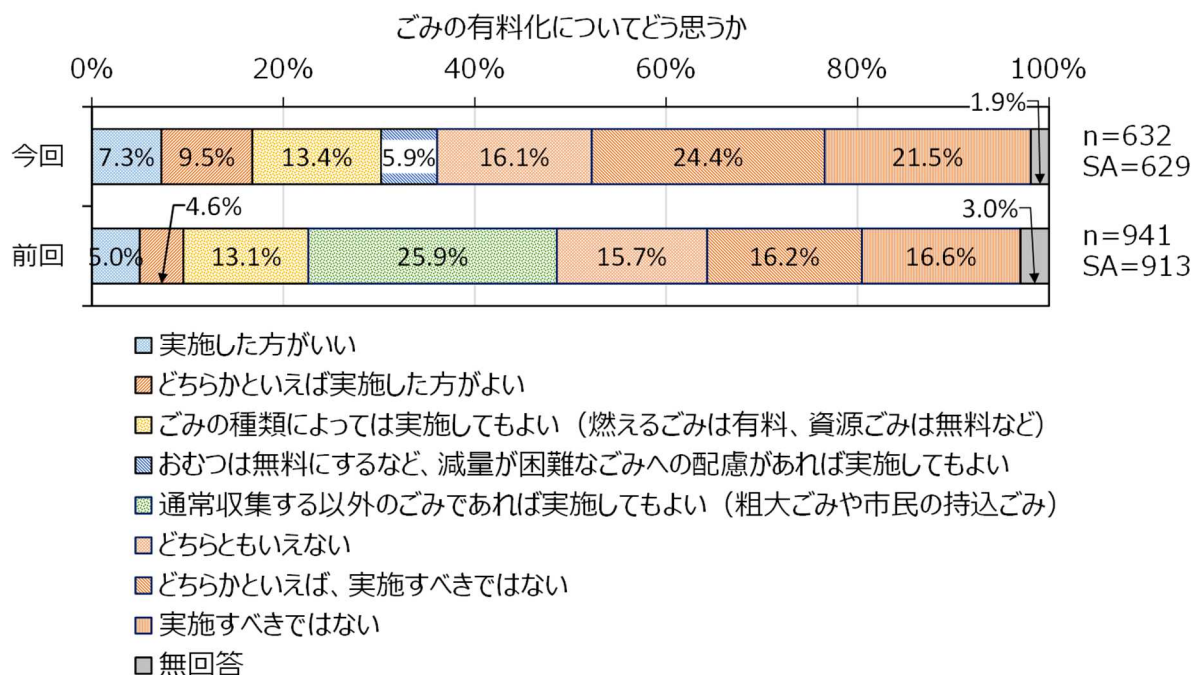
日頃に行っているプラスチックごみを減らす行動



問30 ごみの減量化やリサイクルに効果があるといわれる「ごみの有料化」についてはどう思われますか。(〇は1つ)

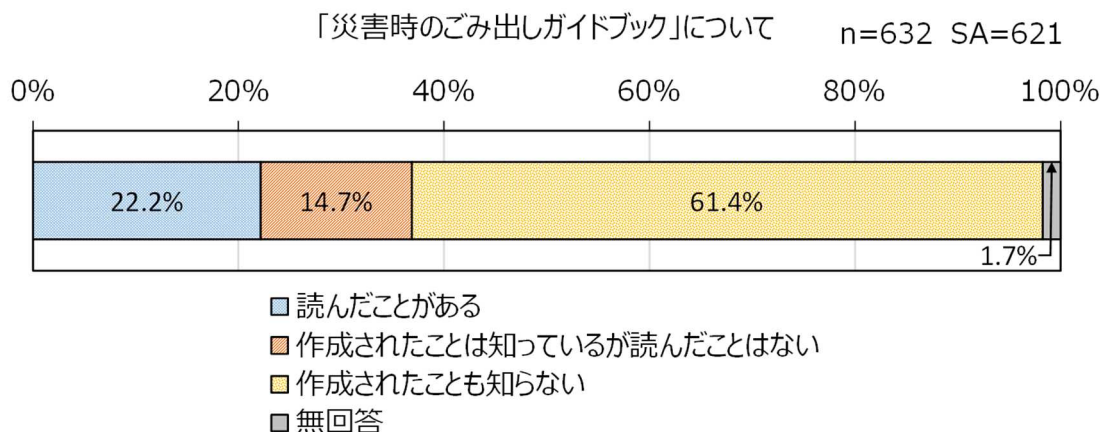
ごみの有料化については、「おおむね実施した方がいい(実施した方がいいと、どちらかといえば実施した方がよい、条件付きでの実施の計)」が36.1%(前回22.7%)でした。

また、「実施すべきではない(実施すべきではないと、どちらかといえば、実施すべきではないの計)」が45.9%(前回32.8%)となっています。「実施した方がいい」と「どちらかといえば実施した方がよい」は前回より約7ポイント増えています。



問35 京田辺市が作成した「災害時のごみの出し方ガイドブック」について、あてはまるものに〇をつけてください。(〇は1つ)

「災害時のごみの出し方ガイドブック」の認知状況については、「作成されたことも知らない」が61.4%で最も多く、「読んだことがある」が22.2%、「作成されたことは知っているが読んだことはない」が14.7%となっており、周知啓発が必要です。



### 3-2 事業者アンケートの概要

#### <調査の概要>

調査時期：令和5（2023）年7月1日～7月24日

調査対象：商工会議所の会員会社で、従業員10人以上の146事業所

配布数：146票、回収数：54票（37.0%）

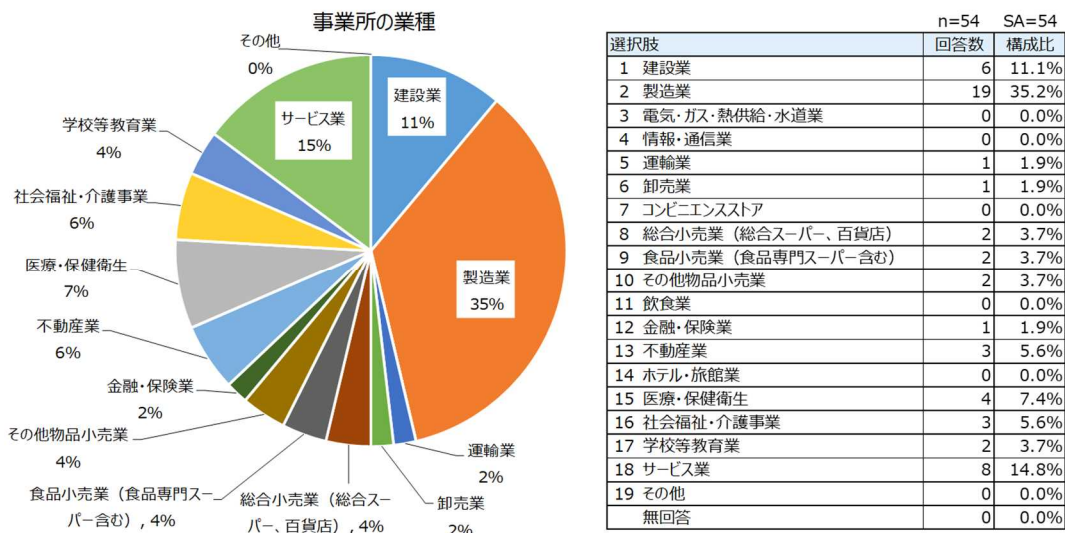
前回調査：平成27（2015）年10月

#### <調査結果の概要>

調査結果の一部を抜粋して報告します

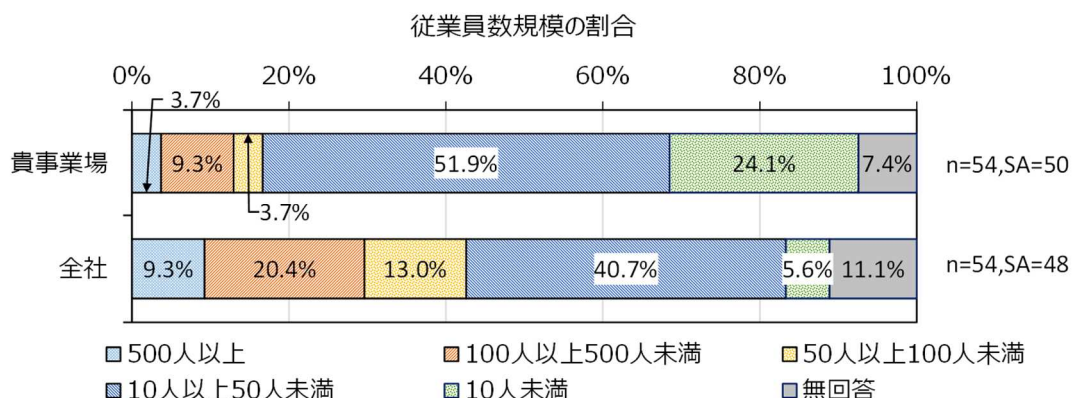
**問1 貴事業所の業種についてお答えください。2つ以上の事業を行っている場合は、主なものを1つ選んでください。【〇は1つ】**

事業所の業種は製造業が35%、次いでサービス業が15%、建設業が11%となっています。



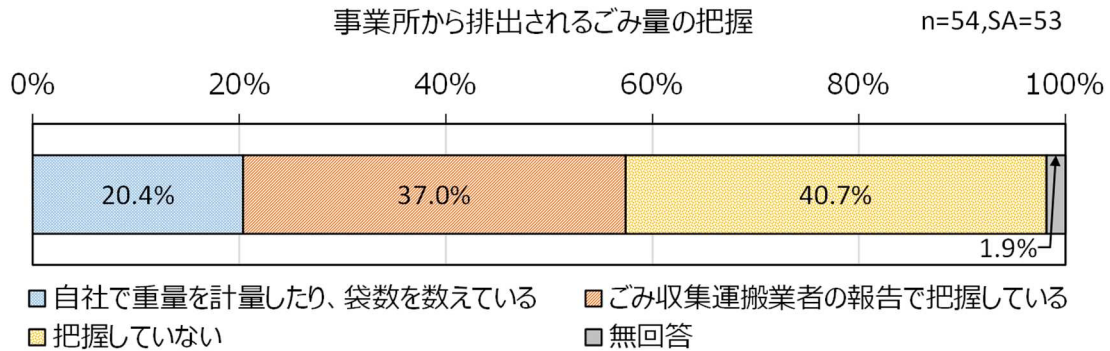
**問3 貴事業所の従業員数（パート、アルバイト等を含む）は何人ですか。**

事業所の従業員数は、100人以上が13%、10人以上～100人未満が55.6%、10人未満が24.1%です。



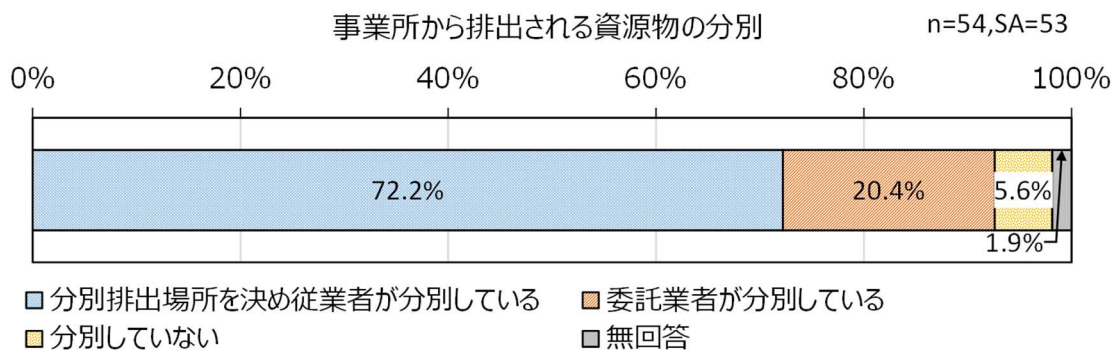
**問7 貴事業所から排出されるごみ量を把握していますか。【〇は1つ】**

事業所から排出されるごみについては、自社・委託業者合わせて57.4%がごみ量を把握していると回答しています。

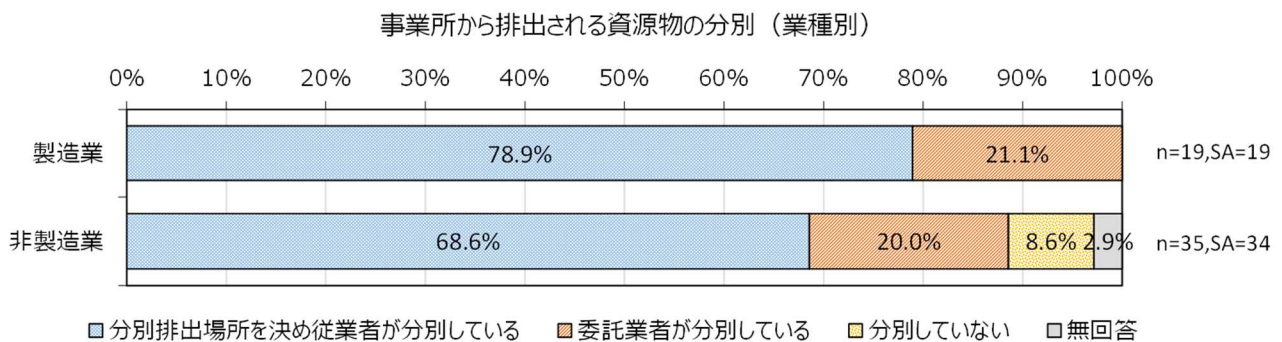


**問8 貴事業所では排出するごみを、資源物とその他のごみに分別していますか。【〇は1つ】**

資源物の分別については、従業者と委託業者を合わせて 92.6%の事業所が分別していると回答しています。

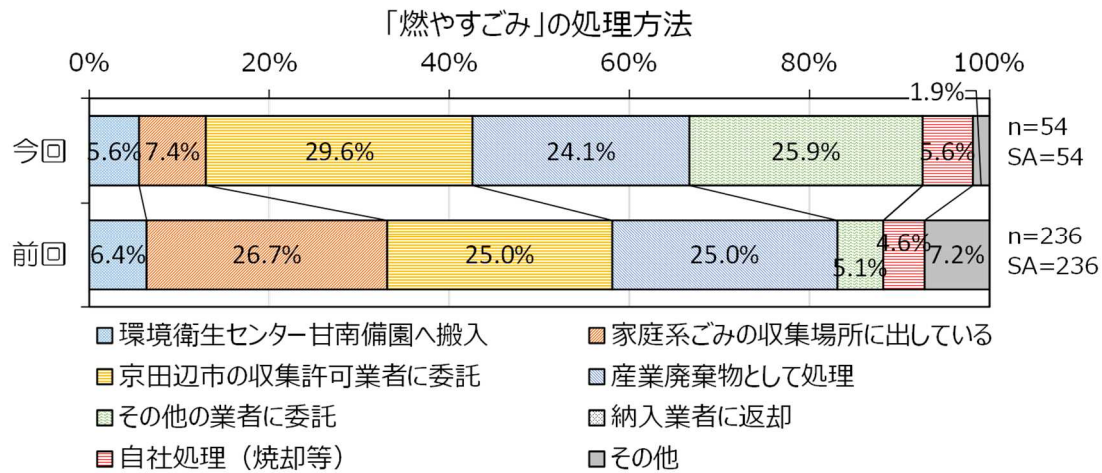


業種別にみると、製造業は 100%が分別を実施しており、非製造業は 88.6%が分別を実施していると回答しています。



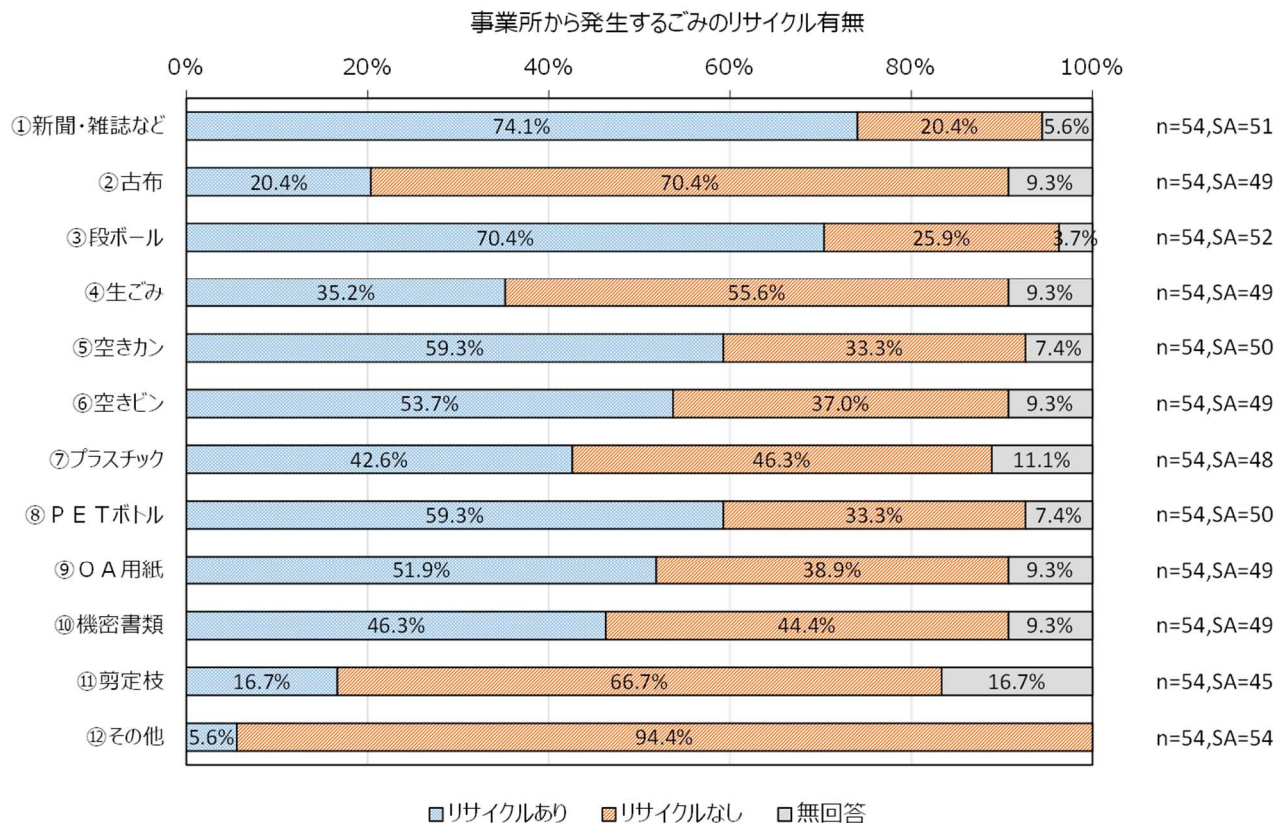
問9 貴事業所から発生するごみについて、発生の有無と処理方法をお答えください。【〇は1つ】

「燃やすごみ」の処理方法を前回と比較すると、「家庭系ごみの収集場所に出している」が大幅に減り、「その他の業者に委託」が大幅に増えており、啓発・指導の効果が窺えます。

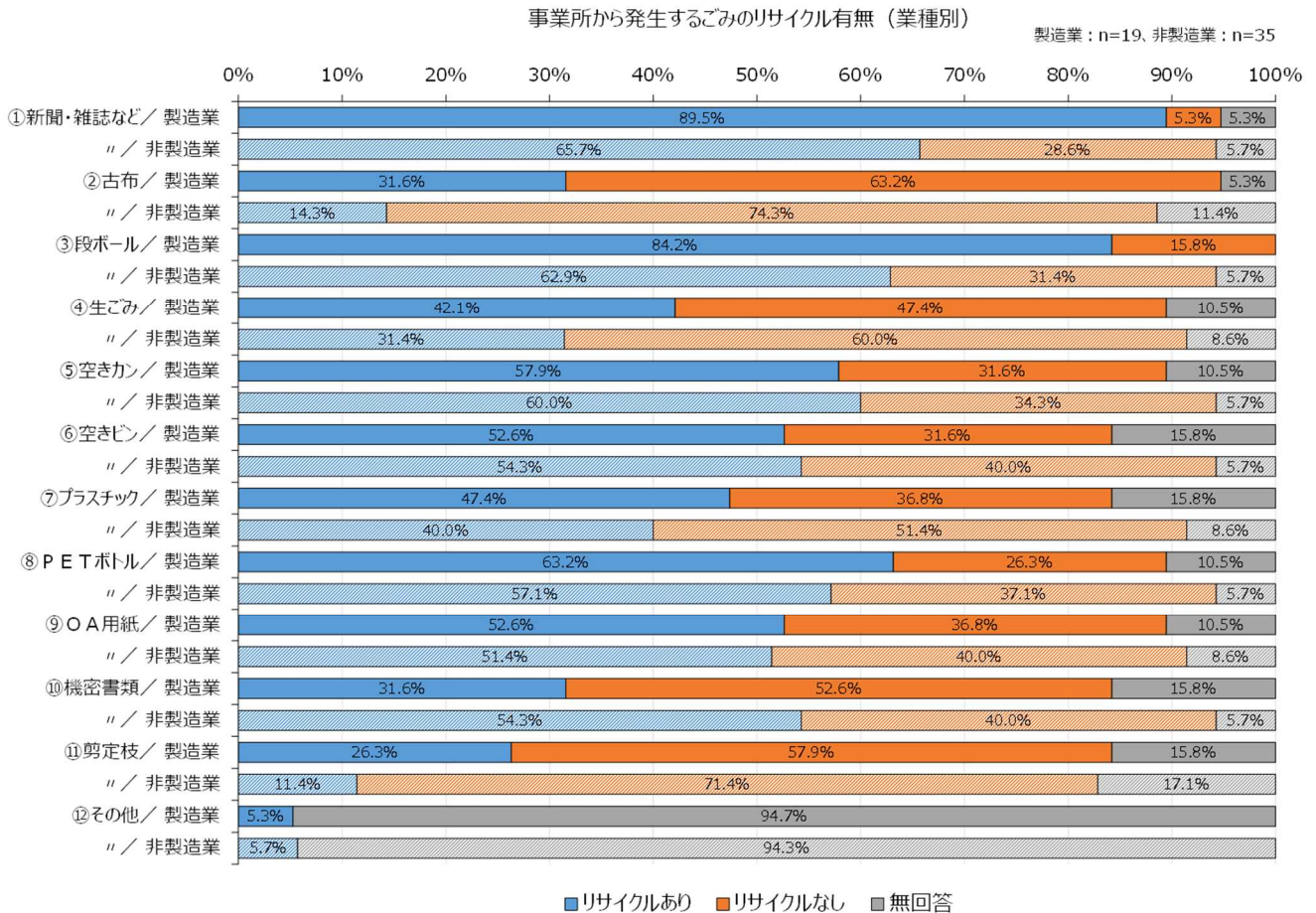


問11 貴事業所から発生するごみのうち、資源物としてリサイクルしている品目はありますか？【〇は品目ごとに1つ】

「新聞・雑誌など」と「段ボール」は「リサイクルあり」が70%を超えており、「空きカン」「空きビン」「PETボトル」「OA用紙」は「リサイクルあり」が50%を超えています。その他の品目は「リサイクルなし」が多く、資源化の余地は少なくありません。

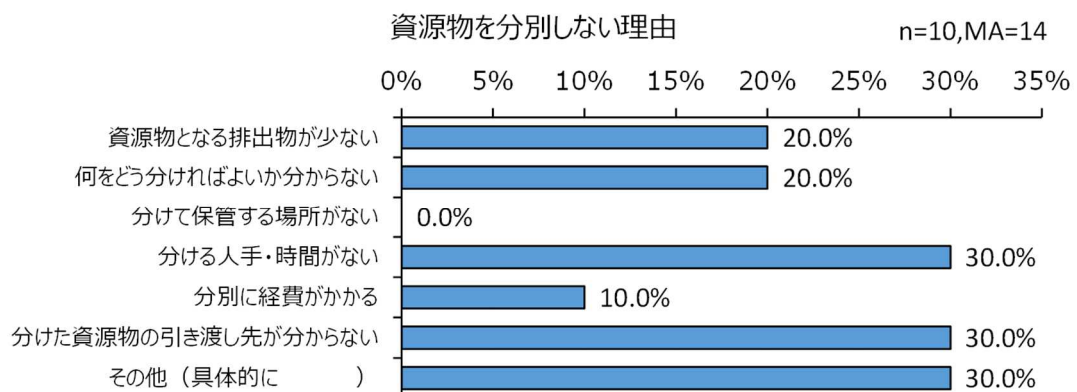


業種別にみると、多くの品目で製造業が「リサイクルあり」が高くなっています。なかでも、新聞・雑誌などは製造業 89.5%に対して非製造業 65.7%、段ボールは製造業 84.2%に対して非製造業 62.9%が「リサイクルあり」で、古紙類については製造業の「リサイクルあり」が大きく上回っています。



問12 資源物を分別していない事業所にお聞きします。分別していない理由は何ですか。【〇は3つまで】

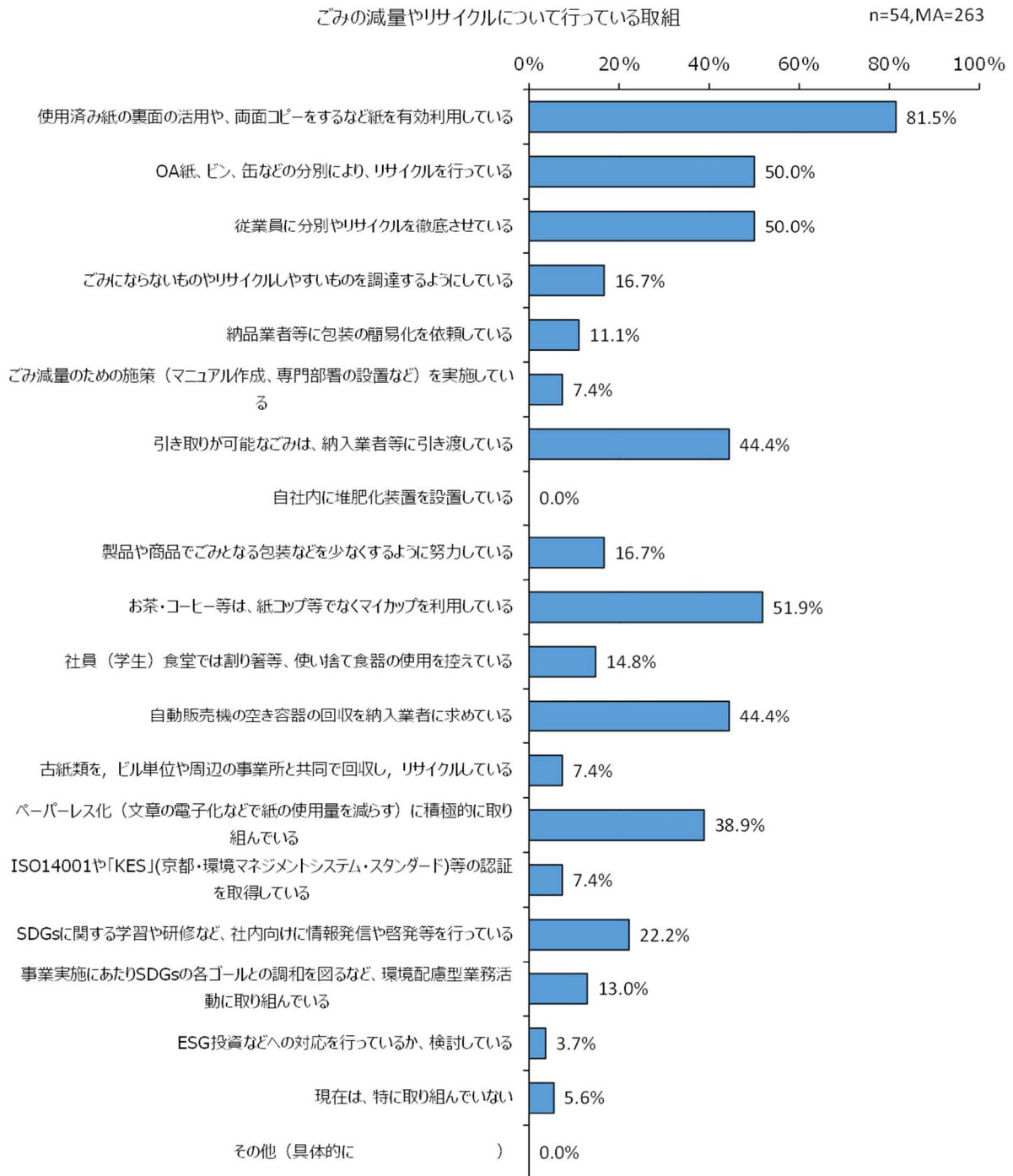
分別していない理由は、「人手・時間がない」「引き渡し先が分からない」が30%を占めています。引き渡し先を紹介することで、資源化が進む可能性を示しています。





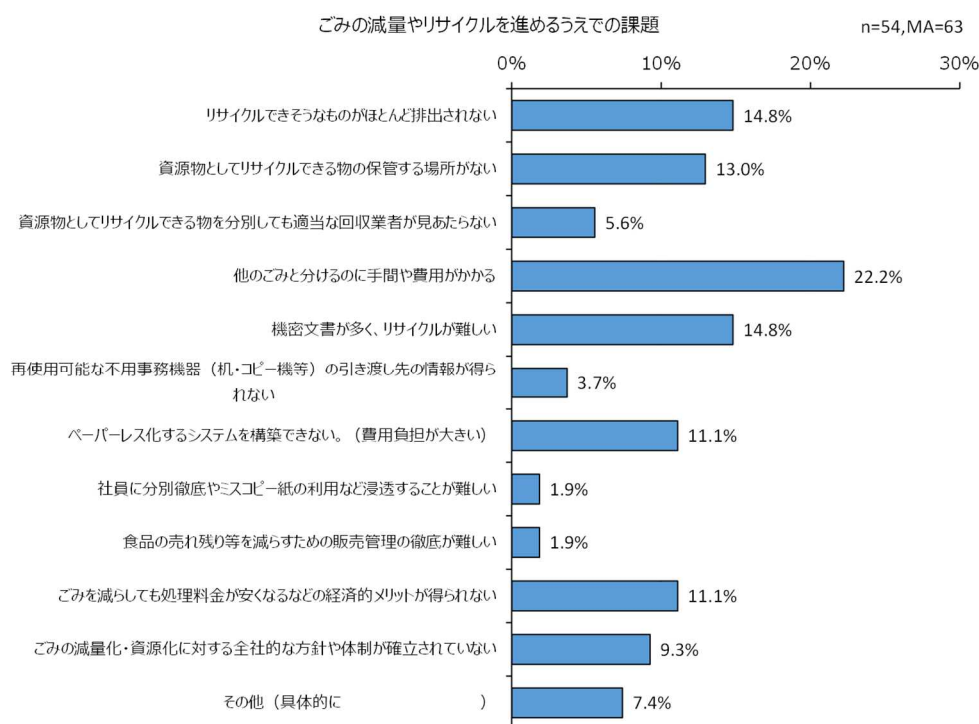
問13 貴事業所では、ごみの減量やリサイクルについて現在どのような取組みを行っていますか。【あてはまるものすべてに〇】

ごみの減量やリサイクルに関する取組みについては、紙ごみの有効活用が81.5%、次いでマイカップの利用が51.9%、OA紙・ビン・缶などの分別リサイクル及び従業員への徹底が50%となっています。一方で、古紙類の共同回収や環境マネジメントシステムの取組みは低調であり、これらの取組みによりリサイクル率の向上が期待されます。



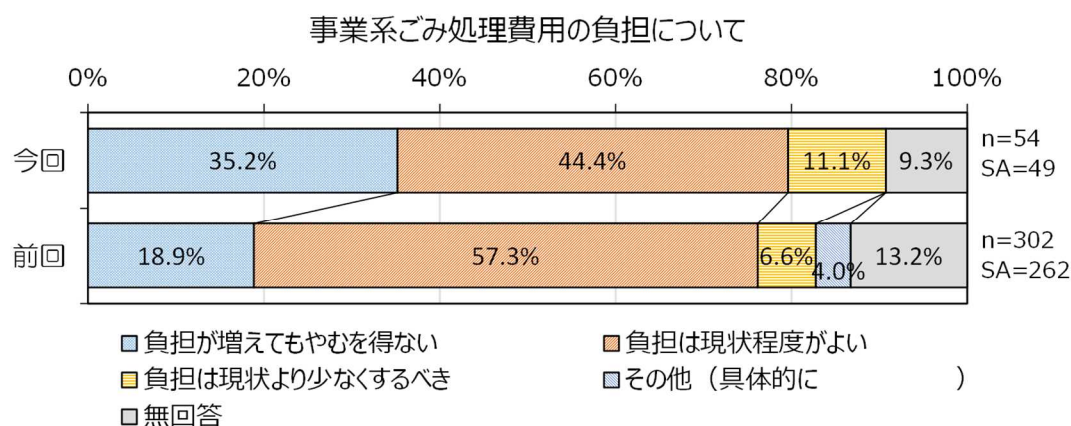
**問14 貴事業所において、ごみの減量やリサイクルを進めるうえでの課題は何ですか。【あてはまるものすべてに〇】**

ごみの減量やリサイクルを進めるうえでの課題は、「他のごみと分けるのに手間と時間がかかる」が22.2%、「機密文書が多く、リサイクルが難しい」と「リサイクルできそうなものがほとんど排出されない」が14.8%、「資源物としてリサイクルできる物の保管する場所がない」が13.0%となっています。



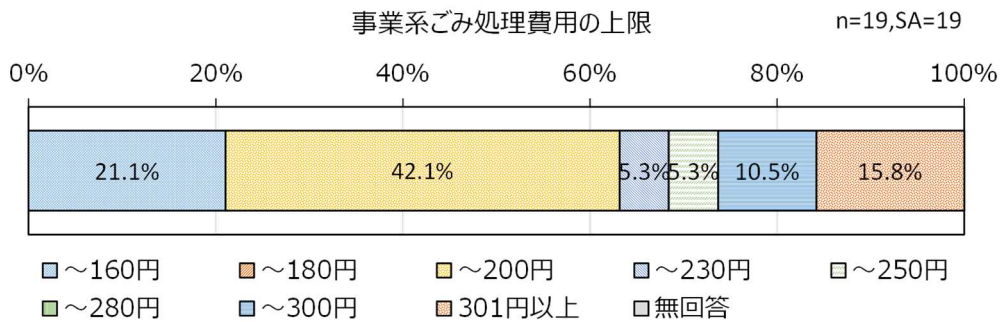
**問17 環境衛生センター甘南備園の焼却施設では、ごみを処理するのに約300円/10kgの費用がかかっていますが、事業系ごみが搬入される際は10kgあたり150円を負担していただいています。このことをどのようにお考えですか。【〇は1つ】**

「負担が増えてもやむを得ない」との回答が35.2%であり、前回調査より16.6ポイント増えていますが、「負担は現状より少なくすべき」との回答も4.5ポイント増えており、慎重な検討が必要です。



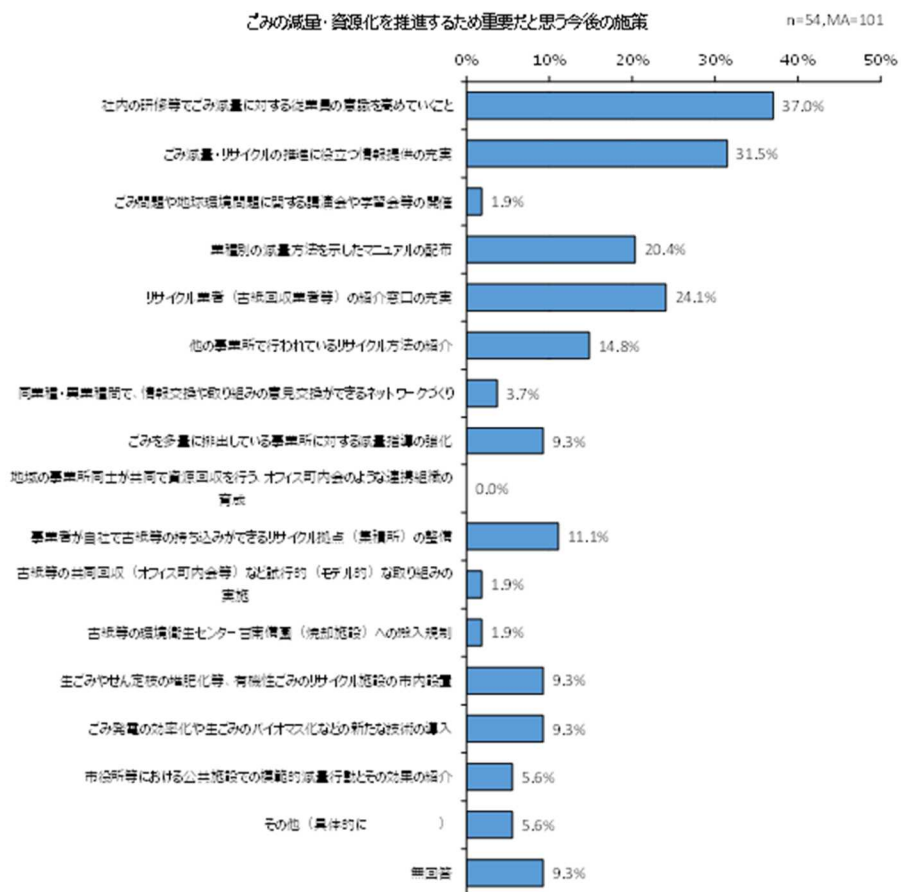
問18 前問で「1. 負担が増えてもやむを得ない」と回答された事業所におたずねします。どのくらいまでなら負担することはできますか。【〇は1つだけ】

「負担が増えてもやむを得ない」と回答した事業所に対して、負担額の上限を確認した結果は、160円までが21.1%、200円までが42.1%でした。一方で、301円以上が15.8%であり、これは処理費用の300円を意識した回答と推察されます。総体的には、「負担が増えてもやむを得ない」と回答した35.2%の事業所のうち、200円までなら79%の事業所が肯定的な回答を示しています。



問19 今後、事業系ごみの減量・資源化をより一層推進するためには、どのような施策が重要だと思われますか。【〇は3つまで】

今後重要だと思う施策は、「社内の研修等でごみ減量に対する従業員の意識を高めること」が37.0%、次いで「ごみ減量・リサイクルの推進に役立つ情報提供の充実」が31.5%です。



【資料4】本計画とSDGsとの関連

図表 71 本計画とSDGsとの関連

| SDGsの目標<br>(ゴールとターゲット)  |       |  | ごみ処理基本計画 |       |       |       | 食品ロス削減推進計画 |
|---|-------|--|----------|-------|-------|-------|------------|
|   |       |  | 基本施策1    | 基本施策2 | 基本施策3 | 基本施策4 |            |
|    | 目標 2  | <b>飢餓をゼロに</b><br>・貧困層や乳幼児への食糧提供<br>・あらゆる形態の栄養不良を解消               | -        | -     | -     | -     | ○          |
|    | 目標 3  | <b>すべての人に健康と福祉を</b><br>・感染症の根絶に向けた対策の推進<br>・有害化学物質や大気・水質・土壌の汚染防止 | -        | -     | ○     | -     | -          |
|   | 目標 4  | <b>質の高い教育をみんなに</b><br>・持続可能な開発のための教育の推進<br>・そのために必要な知識とスキルの確実な習得 | ○        | ○     | -     | ○     | ○          |
|  | 目標 6  | <b>安全な水とトイレを世界中に</b><br>・安全な水の提供<br>・水に関わる生態系の保護や回復              | -        | -     | -     | -     | -          |
|  | 目標 11 | <b>住み続けられるまちづくりを</b><br>・大気汚染や、自治体などによる廃棄物の管理に特に注意する             | -        | ○     | ○     | ○     | -          |
|  | 目標 12 | <b>つくる責任つかう責任</b><br>・1人当たり食品廃棄の半減、食品ロスの削減<br>・3Rによる廃棄物の大幅削減     | ○        | ○     | -     | -     | ○          |
|  | 目標 13 | <b>気候変動に具体的な対策を</b><br>・気候変動の災害に対する適応力の強化<br>・気候変動の緩和策と適応策の推進    | -        | -     | ○     | -     | -          |
|  | 目標 14 | <b>海の豊かさを守ろう</b><br>・陸上活動からの汚染による、あらゆる海洋汚染の防止と大幅削減               | ○        | ○     | ○     | ○     | -          |
|  | 目標 15 | <b>陸の豊かさを守ろう</b><br>・陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保   | -        | -     | ○     | ○     | -          |
|  | 目標 17 | <b>パートナーシップで目標を達成しよう</b><br>・公的、官民、市民社会のパートナーシップの奨励と推進           | ○        | ○     | ○     | ○     | ○          |

出典：アイコンは国際連合広報センターのホームページを参照しています。

注) ターゲットは廃棄物処理に関係のあるものを抜粋・要約、○はSDGsの目標に貢献することを示します。

## 【資料5】用語解説

### 数字・アルファベット

#### ■ 3010運動

会食や宴会の時に、「最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らそう」という運動のこと。

#### ■ 3R

3RはReduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組みの頭文字をとったもの。

#### ■ EV

「EV」とは“Electric Vehicle”の略で、「電気自動車」のこと。「EV」は、ガソリンを燃料するエンジンとは違い、排気ガスや有害物質の発生を抑えることができる。

#### ■ MaaS

MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。（国土交通省「日本版MaaSの推進」ホームページより）

### あ行

#### ■ 一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。

#### ■ 大阪湾フェニックスセンター

大阪湾広域臨海環境整備センター（広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づく認可法人）が運営する、近畿2府4県、169市町村の廃棄物を埋め立てる最終処分場。処分場は泉大津沖埋立処分場、尼崎沖埋立処分場、神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場の4か所があり、埋立期間は平成元（1989）年度から約44か年となっている。

#### ■ 温室効果ガス

本来、地表面から宇宙に放出される熱を吸収し、地表面を温室の中のように暖める働きがあるガスのこと。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。また、2015年に三ふっ化窒素が新たに温室効果ガスに加えられた。

### ■ 家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」で、平成13（2001）年4月から施行された。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律である。

### ■ カーボン・ニュートラル

令和2（2020）年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボン・ニュートラルを目指すことを宣言した。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

### ■ 環境基本法

都市・生活公害や身近な自然の減少、更には地球環境問題の進行に対応するため、「公害対策基本法」（昭和42（1967）年制定）を発展的に継承し、環境に関する分野についての国の政策の基本的な方向を示す法律として平成5（1993）年11月に公布・施行された。

### ■ 環境教育

平成6（1994）年に閣議決定された環境基本計画では、その意味・理念について「持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するために、各主体が環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を育成することが重要で、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して推進しつつ、学校・地域・家庭・職場・野外活動の場等多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進するもの」と整理している。

### ■ 京都議定書

1997年12月に京都で開催されたCOP3（第3回気候変動枠組条約締結国会議）において採択された議定書。議定書の第一約束機関（2008年～2012年）における主要先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意された。2005年2月に発効。

### ■ グリーン購入法

正式には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で平成13（2001）年4月から施行された。環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。

## ■ 建設リサイクル法

正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、平成13（2001）年5月から施行された。近年、廃棄物の発生量が増大し、廃棄物の最終処分場のひっ迫及び廃棄物の不適正処理等、廃棄物処理をめぐる問題が深刻化しています。資源の有効な利用を確保する観点から、これらの廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくための法律である。

## ■ 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

2015年11月30日から12月12日の日程でフランス・パリ近郊のル・ブルジェ特設会場で開催された。2020年で失効する京都議定書以降の新たな枠組みにおいて、全196ヶ国が参加するパリ協定が採択された。

## ■ ごみ有料化

自治体が行うごみ処理費用の一部または全部を、ごみの排出者が税金とは別にごみ処理手数料として負担する制度のこと。指定ごみ袋に手数料を上乗せする有料指定袋制や、手数料の証紙としてシールなどを販売する方法などがある。

## さ行

## ■ サーキュラー・エコノミー

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。「循環経済」ともいう。

## ■ 災害廃棄物

地震や風水害等の災害時に発生する廃棄物のこと。災害廃棄物は、様々な種類を含む廃棄物が一度に大量に発生し、通常時とは異なる体制・迅速な処理が求められる。

## ■ 再生資源集団回収

日常生活により排出されるもののうち資源として利用できるものを、地域の団体で回収して資源回収業者に引き渡す自主的な資源回収活動。本市では、市内の区・自治会・子ども会・婦人会・老人会・PTA など営業を目的としない団体が、定期的に資源回収業者に引き渡した再生資源（紙類、布類、金属類及びビン類）が対象となり、資源の集団回収活動に対して補助金が交付される。

## ■ 3きり運動

買った食材を使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、生ごみの水をきる「水きり」の3つの「きり」を励行する、ごみの減量化に向けた行動規範。

## ■ 資源有効利用促進法

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、平成13（2001）年4月から施行された。循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進するための法律である。特に事業者に対して3Rの取り組みが必要となる業種や製品

を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めることとしている。10業種・69品目を指定して、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されている。

### ■ 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディーゼーズ）はSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月に国連で開かれたサミットで、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となるものがSDGsであり、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことをめざして、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の目標（ゴール）と、目標をより具体的に示した169のターゲットからなる。

### ■ 自動車リサイクル法

正式には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、平成17（2005）年1月から全面施行された。廃自動車(自動車リサイクル法では「使用済自動車」という。)から発生する廃棄物を減量、リサイクル、適正処理することによって、生活環境の保全、資源の有効活用と経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

### ■ 循環型社会

廃棄物の発生を抑え、資源の循環利用、リサイクルなどに取り組むことで、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

### ■ 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。第4次計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。

### ■ 食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、平成13（2001）年5月から施行された。食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するもの。

### ■ 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。



## ■ 食品ロス削減推進法

正式には「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、令和元（2019）年10月から施行された。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

## ■ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス感染症は2019年末に中国で感染者が発生し、その後全世界に波及し、感染者数は国内で40万人を超え、世界では1億人を超えた（2021年3月現在）。2020年春には世界の主要都市でロックダウン（都市封鎖）が行われ、わが国では緊急事態宣言が発せられた。社会・経済に大きな打撃を与えた。令和5（2023）年5月には感染症法上の位置づけが「5類」に移行され、感染者数は落ち着きを示している。

## ■ 水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。例えば、使用済ペットボトルを原料として再びペットボトルを製造するなど、リサイクル前と後で価値が下がらないリサイクルのことを指す。

## ■ ゼロカーボンシティ

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされている。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体がゼロカーボンシティである。令和5（2023）年9月末時点で991自治体（46都道府県、558市、22特別区、317町、48村）が表明している。

た行

## ■ 食べ残しゼロ推進店舗

京都府では、食品ロスの削減を推進する食品を取り扱う小売店を募集し、認定する「食べ残しゼロ推進店舗」の認定制度を実施している。京都府民及び事業者への意識啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に資することを目的としている。

## ■ 地域循環共生圏

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方のこと。

「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であるとともに、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながるものであり、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続

可能な循環共生型の社会の構築をめざしている。

### ■ 地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガス濃度上昇の原因は、石炭・石油などの化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

### ■ 厨芥類

台所または調理場からでるごみ類。野菜屑などの生ごみのこと。

### ■ 中間処理

廃棄物の最終処分に先立って、廃棄物を無害化・安定化・減量化・再生利用するための人為的な操作をいい、焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、蒸留、コンクリート固化化などの方法がある。

### ■ てまえどり

商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。

### ■ 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。特別管理一般廃棄物には、PCB使用部品、廃水銀、ばいじん・燃え殻・汚泥、感染性一般廃棄物がある。

は行

### ■ 廃棄物処理法

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、昭和50（1975）年4月から施行された。廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設に係る基準など、廃棄物の減量化と適正処理に関する基本的な法律である。

### ■ 廃棄物処理基本方針

正式には「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で、環境大臣が定める廃棄物処理に関する基本的な方針である。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2において「環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。」と規定し、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めている。

### ■ バイオマス

バイオマスとは、「動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源(石油などの化石燃料を除く)」のこと。主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指す。化石燃料と違い、バイオマスは太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が生成するものなので、持続的に再生可能な資源であることが大きな特徴。バイオマスの種類は(1)廃棄物系バイオマス、(2)未利用バイオマス、(3)資源作物に大別される。

#### ■ ハイブリッド車

ハイブリッド (hybrid) とは、異種のもの組み合わせや掛け合わせによって生み出されるモノを意味する言葉で、ハイブリッド車は、エンジンと電気モーターといった異なる複数の動力源を搭載した車を指す。

#### ■ パリ協定

気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) において採択された、地球温暖化対策に関する2020年以降の新たな国際枠組み。平成28年 (2016年) 発効。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。

#### ■ フードドライブ

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。日本にはなじみの薄い言葉だが、フードバンク発祥の地、アメリカでは1960年代から盛んに行われていると言われている。

#### ■ フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。近年、「食品ロス」や「貧困問題」が注目されるようになり、各地でフードバンク活動が普及しつつある。

#### ■ プラスチック資源循環戦略

第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、政府が定めたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略のこと。資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable (再生可能資源への代替) を基本原則としている。

#### ■ プラスチック資源循環促進法

正式には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、令和4 (2022) 年4月から施行された。プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れのなかで3R+Renewableを進め、サーキュラーエコノミー (循環型経済) への移行を推し進めるための法律である。

## ■ マイバッグ

買い物時に持参し、購入したものを入れる袋のこと。スーパーなどで買い物時にレジ袋をもらわないことにより、ごみ減量とその意識の向上や資源の節約の達成等を目的としている。なお、レジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えてもらい、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的として、令和2年(2020年)7月よりレジ袋有料化がスタートした。

## ■ マイボトル

ペットボトルなどの使い捨て容器ごみの削減を契機として、ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、誰もが身近にできる取組みとして外出時に水筒やタンブラーなどのマイボトルを携帯する「みんなでマイボトル運動」が事業者や市町村などで広く展開されている。

## や行

### ■ 容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、平成9(1997)年4月から施行された。家庭から排出されるごみの重量の約2~3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図る。

## ら行

### ■ リサイクル (recycle : 再生利用)

紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用することをいう。広義には、リユース(再使用)を含める場合もある。

### ■ リデュース (reduce : 発生抑制)

切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生を抑制したり、過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。

### ■ リユース (reuse : 再使用)

循環資源を製品としてそのまま、あるいは修理を行って使用すること。製品の一部を他の製品に使用する場合もリユースを含む。